

令和2年に区立学校で発生したいじめの重大事態への対応について

1 事案概要

- 令和2年に区立中学校生徒1名に対し、何者かによって学用品の損壊や、机の中に「しね」などと書かれた紙片の投入等が繰り返しあり、被害生徒は適応障害と診断された。
- 学校では被害生徒の訴えの後、直ちにこれをいじめと認定するとともに警察とも協力し、いじめ行為の停止に向け調査を行うなどの対応を執ったが、いじめを行った者を特定できないなどいじめを解消することができなかった。当該生徒は他区の中学校への転校を余儀なくされた。
- 区教育委員会は、本件について令和4年3月に被害生徒の保護者からいじめの重大事態にあたるとの申し出を受け、いじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態として、品川区いじめ対策委員会を立ち上げ、令和5年3月まで調査を行った。
- 同委員会による調査結果（別添「品川区立中学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について【品川区いじめ対策委員会の答申】」）では、学校・教育委員会のそれぞれの対応について不適切・不十分な点があったこと、および、被害生徒が適応障害の診断を受けたなどの時点からいじめの重大事態として調査・報告すべきであったことなどが挙げられている。
- 本件に関する教育委員会から区長への報告は、いじめ防止対策推進法の規定により、本来であればいじめの重大事態発生時（令和2年）になされるべきであったが、いじめ対策委員会による調査終了後の本年4月に遅滞した。

2 今後の対応・スケジュール

(1) 教育委員会における対応

ア 「いじめはどんな理由があっても許されない」という意識の向上

- ① 「いじめ根絶宣言」の理解徹底と掲出
- ② 「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の見直し・改訂
- ③ 教職員に対する研修
- ④ 児童・生徒等に対する「いじめは、どんな理由があっても許されない」という指導の徹底

イ 組織的対応の見直し

- ① 学校における対応の強化
- ② 学校と教育委員会事務局との連携・支援の強化
- ③ 教育委員会事務局内の体制・情報共有方法の構築

ウ 教育委員会事務局内での法令・制度の理解の徹底

- ① 国のガイドラインの理解徹底と重大事態に該当するかの手順を策定
- ② 区長部局への連絡・報告方法の構築
- ③ いじめ重大事態発生時、および「品川区いじめ対策委員会」による調査結果についての区ホームページへの掲載と手順確認

(詳細は別紙参照)

(2) 区長部局における対応（参考）

学校・教育委員会の認知・対応が遅れた原因の検証や今後の再発防止策の検討を行うため、区長部局に、第三者による「いじめ問題調査委員会」(※)を設置し、本件に関する調査を実施する。また、今後区長部局にいじめの専門部署の構築をするなどの対策を早急に講じる。

令和5年6月～8月	いじめ問題調査委員会で検証・再発防止策検討
令和5年9月	いじめ問題調査委員会による調査結果のまとめ 調査結果について議会報告（総務委員会・文教委員会） 調査結果公表
令和5年9月以降	調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる

(※) いじめ問題調査委員会（令和5年5月設置済み）について

(1) 調査内容

以下①～④の内容を中心に検証を行い、再発防止策および今後の抜本的な対策強化のための必要な措置について検討。

- ①いじめ重大事態としての認知の遅れの原因
- ②その後の対応の遅れの原因
- ③区長への報告が遅れた原因
- ④学校および教育委員会の認識

(2) 委員構成

法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者および区民のうちから区長が委嘱（品川区いじめ問題調査委員会規則第2条による）

3 その他

上記事案とは別に、令和5年5月に区立中学校において発生したいじめ事案についても、いじめ防止対策推進法第28号に基づくいじめの重大事態にあたるものとして、令和5年6月2日付で教育長から区長への報告を行った。今後、区教育委員会が「品川区いじめ対策委員会」を立ち上げ、本事案に関する調査を実施する。

調査結果については、改めて区長に報告する。

いじめ対策 今後の教育委員会の対応策

1. 「いじめは絶対に許さない」という意識の徹底
 - (1) 「いじめ根絶宣言」の理解徹底と掲出
 - (2) 「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の見直し・改訂
 - ① 「重大事態の対処」の項の充実
 - ② 具体的な対応策について記述を加える
 - (3) 教職員に対する研修
 - ① 法や条例等の理解の徹底
 - ② 「校長・副校長研修」「生活指導主任会」「若手教員育成研修」等、職責や経験等に応じた研修の機会を活用
 - ③ 具体のいじめ事案が生じた前提のもと、必要な対応について検討し、実践力を磨く。専門家講師からの講義や助言を得る。
 - ④ いじめの被害者の心情に寄り添い・守り・安心感が得られる視点からの対応技能・連携力の向上
 - (4) 児童・生徒等に対する「いじめは、どんな理由があっても許されない」という指導の徹底
 - ① いじめ事案発生予防教育の更なる工夫(具体として、市民科学習における「いじめ総合対策(実践プログラム編)」やいじめ予防プログラムを活用した授業の実践)
 - ② 全国調査における児童・生徒質問紙の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対する「当てはまる」の回答率の向上を目指す。
2. 組織的対応の見直し
 - (1) 学校における対応の強化
 - ① 校長の強いリーダーシップのもと、「学校いじめ対策基本方針」の理解を教職員に徹底させる。
 - ② 「学校いじめ対策委員会」の定期開催(週1回が望ましいが、最低でも月1回以上)・記録書式の改定・保管および教育委員会への「いじめ実態調査報告書」の書式の改定、校区教育協働委員会への定期報告
 - ③ いじめ事案発生時の対策委員会による即時対応、全教職員による対応方針共有と体制づくり、教育委員会事務局への報告・協議

- ④ハーツのスクールソーシャルワーカー・カウンセラーをはじめ、関係専門機関や校区教育協働委員会も交えたアセスメント・対応協議
 - ⑤いじめの被害者等、関係保護者へのきめ細かな現況報告、および学校の対処方針について説明し了承を得る。こじれた場合は、教育委員会との対応協議や、訟務員・学校トラブル相談機関への相談等の知見も仰ぎ対応していく。
 - ⑥年度をまたぎ教職員の人事異動がある場合や、児童生徒の卒業・入学・転校による学校間相互の的確な引継ぎ
 - ⑦状況に応じた映像機器等の活用
 - ⑧「品川教育の日」を使った一貫連携グループ学校間等における取組等の情報・意見交換
- (2) 学校と教育委員会事務局との連携・支援の強化
 - ①学校からの定期報告の内容確認
 - ②事案によっては、校長からの詳細聴き取り・対処への指導助言
 - ③いじめの重大事態に該当するかの対応協議
 - ④その他、適宜の学校に対する支援
 - (3) 教育委員会事務局内の体制・情報共有方法の構築
 - ①教育委員会事務局内での情報共有手順の再確認
 - ②いじめの重大事態としての認定後の速やかな「品川区いじめ対策委員会」の開催・報告・意見聴取・調査

3. 教育委員会事務局内での法令・制度の理解の徹底

- (1) 国のガイドラインの理解徹底と重大事態に該当するかの手順を策定（過去事例の積み重ね→より具体的な基準の策定）
- (2) 区長部局への連絡・報告方法の構築
 - ①いじめの重大事態と思われる事案が発生した際、いじめの重大事態として認定した際、および「品川区いじめ対策委員会」の調査結果がまとまった際の速やかな連絡・報告
 - ②報告漏れの生じないような手順の徹底と確認方法を確立
 - ③「品川区いじめ問題調査委員会」が設置された際の協力
- (3) いじめ重大事態発生時、および「品川区いじめ対策委員会」による調査結果についての区ホームページへの掲載と手順確認

(別添)

品川区立中学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について

(答申)

令和5年3月29日

品川区いじめ対策委員会

1 はじめに

品川区いじめ対策委員会は、区立中学校（以下、「当該校」という。）で発生したいじめの重大事態について、品川区教育委員会より令和4年7月13日付品教教第94号にて諮問を受け、調査を行うことになった。

本報告書では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、いじめ防止対策に関する当該校と区教育委員会の対応の検証を行った。また、再発防止に向けた提言をまとめた。

本報告を諮問元である区教育委員会教育長に提出する。

2 被害生徒（当時）

- (1) 学校 品川区立中学校
- (2) 学年 7年（令和元年度）、8年（令和2年度10月まで本校に在籍。同月に他区へ転校）

3 調査の概要

- (1) 調査期間 令和4年7月～令和5年2月
- (2) 調査組織 品川区いじめ対策委員会
- (3) 調査方法 学校調査に基づく関係教職員へのヒアリング

日程	内容
令和4年 7月13日	区教育委員会による品川区いじめ対策委員会への諮問 いじめ重大事態への経緯についての内容把握
令和4年 8月 9日	調査の進め方についての確認
令和4年 8月23日	被害生徒の保護者との面談
令和4年 9月30日	関係教職員へのヒアリング方針の検討
令和4年11月 4日	8年時担任へのヒアリング
令和4年11月 8日	学年主任へのヒアリング
令和4年11月28日	7年時担任へのヒアリング 当該校在籍時の副校長へのヒアリング
令和5年 2月 1日	当該校7年時の部活動顧問兼生活指導主任へのヒアリング 当該校7年時の校長へのヒアリング
令和5年 2月17日	ヒアリング結果の総括

4 調査結果

(1) いじめの内容と当該校の対応

ア 音楽で使用するペットボトルがつぶされてロッカーに入っていたことおよびロッカーに保管してあった音楽のファイルの記名部分がマジックペンで塗りつぶされていたことについて

令和2年2月10日(月)および12日(水)に何者かが当該行為を当時7年生だった被害生徒（以下、「当該生徒」という）に対して行った。当該生徒は、本人が所属する吹奏楽部の顧問でもある音楽科教員（生活指導主任兼部活動顧問・第9学年所属）に報告・相談をした。

記名部分を塗りつぶす行為は、当該生徒の私物であることを把握した行為のため、いじめに該当する。ペットボトルの破損については明らかではないが、当該生徒をねらった行為であり、いじめに該当する可能性がある。

報告を受けた教員は、第7学年教員へ報告を行った。同月13日(木)に学級内で記名式のアンケートを実施したが、有力な情報は得られなかった。生活指導主任が当該生徒に他に困っていることはないか確認したところ、じゃんけんで負けた時に髪の毛を抜く罰ゲームがあったと当該生徒が訴えたため、それに関わったことを認めた3名の生徒を指導している。また、吹奏楽部顧問として所属部員に聞き取りを行ったところ、一部の上級生が、当該生徒が上位グループにいることを快く思わず、悪口を言っていることが分かったため、個別の指導と部員全体の指導を行った。

令和2年2月13日(木)、学校として本事案について「いじめ」として認知し、対応することを決定した。この時点で学校は区教育委員会に報告している。

学校は翌日から靴箱、ロッカー、机の確認と学年フロアの巡回を行うことを決めた。

また学校は、この段階でスクールカウンセラーとのカウンセリングを保護者に提案したが、当該生徒は信頼のある生活指導主任に相談ができていたこともあり、カウンセリングを見送った。

イ ロッカーに保管してあった社会科のファイルの記名部分が塗りつぶされていたことについて
何者かが当該行為を当該生徒に対して行った。令和2年2月18日(火)に当該生徒が気づき、生活指導主任に報告した。

記名部分を塗りつぶす行為は、当該生徒の私物であることを把握した行為のため、いじめに該当する。

学校は学年集会を開き、学年主任がいじめの状況を伝え、何か知っている者はいないか呼びかけるとともに、校長からも、いじめは犯罪であり、警察に相談しているという主旨の説諭を行っている。あわせて、放課後から朝にかけては教室の施錠を行うとともに、当該生徒の荷物を登校時に担任が預かる対策を講じた。生活指導主任からは預かった荷物は職員室で管理するよう指示があったが、担任は従わず、預かった荷物を段ボールの箱に入れ、教室に置いたままにした。

ウ 「しね」と書かれた付箋が当該生徒の机の中に入れていたことについて

令和2年2月19日(水)の登校時、何者かが当該行為を当該生徒に対して行っていた。発見した当該生徒は朝学活時に担任に報告した。

当該行為は、当該生徒に心理的な影響を与えて心身の苦痛を感じさせることをねらった行為であり、いじめに該当する。

当日の早朝、学年教員により当該生徒の机やロッカー、下駄箱に異常がないことを確認しており、また、登校した生徒が廊下で待っている状態で担任が教室の開錠を行っていた。

担任は、放課後、学級内で指導した。学校は、朝の登校時に学年の教員が下駄箱を見張ること、生徒の入室前に担任が教室に行くこと、授業者は開始5分前、終了後5分間は教室にいることとして、教員がいない時間帯を作らないよう対策を講じた。

また翌20日(木)、担任と学年主任が朝の学級活動の時間に、なぜいじめ行為を執拗に行うのか、すぐにやめるように学級の生徒全員に対して指導を行った。

エ 「きえろ」「しね」と書かれた紙片¹が机に入っていたことについて

令和2年2月26日(水)の休み時間に当該生徒が当該行為に気が付いた。同日の放課後に当該生徒から生活指導主任に当該行為があったことについて報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

教員による見張りは継続するとともに、同日、当該生徒と親しい女子生徒2名と座席の近い男子生徒1名にロッカーや机を気にかけて見てもらうよう依頼し、見張りの強化を図った。

¹ 学校の配布物(プリント類)の端を手でちぎったような紙片で、以降「紙片」とあるのは、このような形状のものである。

オ 「しねば」と書かれた紙片が机に入っていたことについて

令和2年2月27日(木)の休み時間に当該生徒が当該行為に気が付き、同日、生活指導主任に当該行為があったことについて報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

カ 「ガチでしね」と書かれた紙片が机に入っていたことについて

令和2年2月28日(金)の休み時間に当該生徒が当該行為に気が付き、同日、生活指導主任に当該行為があったことについて報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

キ 同学級の生徒2名が当該生徒に対し、LINEで「何かやられる理由があるのではないか。」という主旨のメッセージを送信したことについて

令和2年2月28日(金)の休み時間に当該生徒は上記カの行為と合わせて、当該行為について生活指導主任に報告した。

当該行為は、同学級の生徒2名が当該生徒に心理的な影響を与えて、心身に苦痛を感じさせる行為であることからいじめに該当する。

定期考査終了後、加害生徒2名を学年教員で指導した。その際、同月25日(月)に、下駄箱にあった3名の上履きの記名部分が塗りつぶされていたという事案があり、この行為がこの加害生徒2名を含む3名による自作自演であったことが判明した。この自作自演の行為が当該生徒へのいじめ事案を混乱させる行為となったため、この3名に対して学年教員は複数で厳しく指導した。これまでのアからカまでの行為について問い質したが、これらの行為については認めなかった²。

また、3名から当該生徒に対してLINEのメッセージおよびいじめで心に傷を負っている中、自作自演で混乱させたことについて謝罪した。

ク 「(表) 今日中にころす」「(裏) ころすぞほんとに」と書かれた紙片が机に入っていたことについて

令和2年3月2日(月)、当該生徒は当該行為があったことについて、生活指導主任に報告した。

当該行為は、当該生徒に生命の危機という強度の心理的影響を与えて、心身の苦痛を著しく感じさせる悪質な行為であり、いじめに該当する。

同日、放課後に学年集会を開き、校長と生活指導主任からこのようないじめが起きる学年の状況ではいけないと説諭した。

また、紙片への記述内容が、これまでの「しね」などの当該生徒の自死を求める内容から、「ころすぞ」と生命に危害を加える内容に変化したことを重大と捉え、管理職から警察署に連絡し協力を依頼している。警察署員が来校し、教室の写真撮影と当該生徒と周囲の生徒の位置関係が確認された。指紋は紙片が小さすぎてうまく採れないことや、筆跡は字を変えて書かれているものため鑑定は難しいと警察は判断した。警察からは教室内のカメラ設置を提案されていたが、学校としては教育的観点とプライバシーの問題から設置は厳しいと判断した。

ケ 「しねよきもい」と書かれた紙片が机の中に入っていたことについて

令和2年3月25日(水)、学級活動中に机の中のファイルを取ろうとしたところ、本紙片が当該生徒により発見され、放課後に生活指導主任に報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

² 令和3年に3名に行ったヒアリングでは、この頃、学年集会では警察に相談していると教員から話があったが、実際に警察が介入することはなかったため、自作自演を行い、事態を大きくすることで警察の介入などが行われ、当該生徒のいじめについて解決してくれるのではないかと考えていたと供述しており、また、指紋の確認や筆跡鑑定など、加害者が特定するのであれば行ってほしいとも話している。

この日、修了式は新型コロナウイルス感染症予防のため、教室で行われた。³同日の朝までに、担任と学年主任が当該生徒の下駄箱やロッカー、机の中に異常がないことを確認していた。生活指導主任は事前に教室内を見張る教員を指定していたが、当該学年の教員がこの指示に従わず、副担任を見張り役とした。担任と副担任が始業時に教室のカギを開け、副担任が教室後部のロッカーの前に立ち、当該生徒の机を見張り、担任は教室の前方から全体を見張っていた。

修了式中、生徒の立ち歩きはなかった。続く学級活動の時間では、通知表の配布とクラスメートへの挨拶が一人一人行われたが、教員が当該生徒の机を見張っていた。また、机のラベルはがしの際には教室内を生徒が移動することはあったが、教員が見張っていた。

一方、教室での活動が終了し、当該生徒が教室を出る際、担任は当該生徒と目を合わせたが、紙片が入っていたという訴えはなく、担任は、今日は何もなかったのだと思い込んでいたが、放課後、生活指導主任からいじめ行為があったことを知らされた。

保護者来校時に、「本人も犯人を見つけたい訳ではなく、このようにつまらないことをしない学級や学年の雰囲気にしてほしい」との思いを伝えられた。

コ 上履きの中に「きえてよ」を書かれた紙片が入っていたことについて

令和2年6月3日(水)⁴当該生徒が、登校時に当該行為があったことを、教室に入ったときに担任に報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

学年主任は、生徒が登校する前に、教室のロッカーや机の中、下駄箱に異常がないことを確認していた。また、生徒の登校時には、昇降口にて学年主任と副担任2名が登校生徒の健康チェックと、下駄箱や生徒の様子を確認していた。

当該生徒の希望により授業を受けたあとの放課後に、担任が当該生徒から詳しく話を聞いた。当該生徒は登校時に健康チェックの列に並んでおり、すでに前には10名程の生徒が並んでいた。この中に前年度と同学級の生徒は5～6名だった。この対象生徒に学年の教員が聞き取りを行ったが、普段の人間関係から悪口を言ったり、紙片を入れたりするような生徒ではないこともあり、疑わしい情報は得られなかった。

保護者来校時に、「本人は学級や担任が変わり、頑張ろうとしているところなので、学級の生徒には言わないでほしい。」との思いを伝えられた。

同月5日(金)の帰りの学活後、当該生徒は教室で意識を失い倒れ、救急搬送された。この日から7月31日(金)までに頻繁に過呼吸等で倒れるようになり、保健室への搬送や救急搬送されるようになった⁵。

サ ロッカーに「きえろ」と書かれた紙片が入っていたことについて

³ 品川区立学校では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年3月3日(火)から同年5月末まで臨時休業を行っていた。同月25日は修了式のための登校日だった。

⁴ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休業は、令和3年4月6日(月)の始業式以降も継続し、5月25日(月)から同月29日(金)の間、各学年1回の登校日を設け、6月1日(月)から2日に一回登校する分散登校を再開、同月29日(月)から一斉登校を再開し、7月31日(金)まで授業が行われた。

⁵ ①令和2年6月5日(金)、意識消失により救急搬送されて以降、②6月11日(木)は家庭内で過呼吸になり欠席した。③6月23日(火)は「息がしにくい」と訴え保健室で休養をとった。④6月29日(月)は呼吸が苦しくなり救急車で搬送された。⑤7月3日(金)は過呼吸になり保健室で1時間休養して教室に戻った。⑥7月6日(月)は廊下で倒れ救急搬送された。⑦7月13日(月)は授業中に過呼吸で倒れて保健室で休養、一時意識消失したが回復して早退した。⑧7月14日(火)は意識消失を起こし、2度保健室に行った。⑨7月17日(金)は教室で一時意識消失があった。⑩7月20日(月)は一時意識消失があり回復したが保健室で過ごした。⑪7月21日(火)はトイレで具合が悪くなり保健室来室。気を失ったため保護者と早退した。⑫7月27日(月)は授業中と放課後の部活動のミーティング時に倒れ、保健室で休養した。⑬7月28日(火)は1時間目と昼に倒れ、2回とも保健室来室。保護者と早退した。⑭7月29日(水)は朝から体調が悪く、保健室を来室、教室に戻る際にしゃがみこんでしまい、保護者と早退した。⑮7月30日(木)は精神科を受診後に登校し、教室で倒れ、保護者と早退した。⑯7月31日(金)の午前は学年集会で話している際に倒れた。同日の午後トイレに行くところまで倒れ、保護者と下校した。

令和2年7月6日(月)、1時間目終了時に当該生徒は当該行為を発見し、その場で担任に報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

生徒の登校前、学年主任が教室のロッカーや机の中、下駄箱に異常がないことを確認していた。また生徒が登校する前に担任は教室に入っていた。他の学級の生徒が当該生徒の教室に入ることではなく、紙片が発見されるまで生徒の立ち歩きはほぼなかった。報告を受けた担任は、当該生徒の周囲の生徒や当該生徒よりも前に登校した生徒から聞き取りを行ったが、疑わしい情報は得られなかった。

学校は、他学級の生徒が当該学級に入り、当該行為を行うことは困難であるという状況から、加害者は当該生徒と同学級の生徒である可能性が極めて高いと判断していた。

翌7日(火)、担任が朝の学活時に学級の生徒に説諭した。同日、当該生徒は「教室にいるのがつらい」と2時間目に担任に告げ、別室で休養した。また、「教室に入りたいのに入れない」と担任に告げた。途中、教室に戻ろうと教室に向かったが、途中で引き返し、再度別室に戻った。

同月31日(金)、この日は1学期の最終日で、学級委員をしていた当該生徒は学年集会で生徒の前で話をしてしたが、この途中で倒れた。保護者来校時に管理職から状況を報告した際に、保護者からは「病院から適応障害の診断を受けた。原因は学校生活での不安であり、解決するには不安を取り除くために犯人を特定することである。命の危険があるので、早急に対応してほしい。」と伝えられた。保護者と管理職は、警察への相談の継続、全校生徒と保護者にこれまでの経緯を説明すること、加害者を特定することを確認した。

校長と担任は、学年の各学級をめぐり、いじめの状況を伝え、いじめはあってはならない行為だという説諭を行った。

また、同日その後、当該生徒は学級活動中にトイレに行き倒れた。再度、保護者に来校してもらい、倒れた時の状況と学級指導の様子を報告した。

さらに、管理職から警察に状況を報告したところ、下駄箱の移動や机やロッカーの施錠など物理的対策の提案を受けた。物理的対策を講じることは、当該生徒にとって大きな負担をかけると判断し、この時点では見送ることとし、引き続き監視を強めることとした。

シ 下駄箱に「しね」と書かれた紙片が入っていたことについて

令和2年8月4日(火)、午後の部活動に参加するために友人1名と登校した際、下駄箱から靴を取った際、当該行為が分かり、担任に友人と一緒に報告した。

当該行為は、上記ウと同様に、いじめに該当する。

同日の朝、生徒登校前、学年主任が教室のロッカー、机の中、下駄箱に異常がないことを確認していた。学年主任と部活動顧問が当該生徒より前に登校していた生徒に聞き取りを行ったが、生徒らから疑わしい情報は得られなかった。

同日、保護者からは、「監視カメラの設置」を含め、「学校ができることは全て行ってほしい」という要望を受けた。

管理職が警察に再発防止策を相談したところ、物理的対策を検討するよう助言を受けた。

管理職は区教育委員会と監視カメラの設置の可否についてと今後の対応について検討した。短期的対策として、登校時に靴、荷物を職員室で預かること、ロッカーを施錠すること、机の棚を外す対策を講じることとした。また、中・長期的対策として、校区教育協働委員会やPTAと解決に向けた情報共有を行い、対応策を協議すること、区教育委員会や警察等から定期的な支援を継続することとした。監視カメラの設置については、教育的な配慮やプライバシーの問題、映像

の管理の問題等を総合的に判断して、見送ることとした。

同月 28 日(金)、関係者会議を行い、保護者、区教育委員会、学校、保健センター、警察署、PTA が集まり、これまでの経緯を確認し、当該生徒の状態、保護者の希望、前述の解決に向けた短期的対策と中・長期的対策を確認した。

同年 9 月 2 日(水)、学校は、警察署より登下校の見守り支援の連絡を受けた。署員が下駄箱の前に立ち、生徒の状況を監督した。

同月 8 日(火)、9 日(水)、10 日(木)に本いじめに関して学年別保護者会を開催することを決め、それを踏まえて、4 日(金)には PTA 役員に事前説明、5 日(土)に保護者へ説明内容について確認、7 日(月)に校区教育協働委員への説明を行った。保護者会当日には家庭にて親子で話し合っほしいことや情報提供を求めたが、新たな情報は得られなかった。

同月 15 日(火)には、当該生徒が担任に「死にたいと思った」と告げており。机の棚を外したり、ロッカーに扉を付けて施錠したりするといった物理的対策が当該生徒の心理的な負担になっていることが分かり、学校はこの対策を中止することとした。

ス 当該生徒の下駄箱に別の生徒の上履きが入っていたことについて

令和 2 年 9 月 18 日(金)の登校後、当該行為が判明した。

当該行為は、これまでのアからサまでの一連の行為とは性質が異なるため、故意によるものかどうかの判断が難しいが、ある者が何度もいじめに遭って心身の苦痛を感じやすくなった当該生徒をねらって行った行為であったならば、当該生徒は心身に苦痛を負うことは容易に想像ができ、いじめに該当する。

同日学校は、学年集会を開き、この状況でいたずらで入れたとしたら大変な問題であり、された方がどう思うかといった指導を行い、あわせて無記名式のアンケートを行ったが当該行為について行った者や見た者、聞いた者は判明しなかった。

セ 当該生徒の掲示物に一本の黒い線が入っていたことについて

令和 2 年 9 月 24 日(木)の登校時、教員が当該行為について発見した。

当該行為は、これまでのア～サまでの一連の行為とは性質が異なるため、故意によるものかどうかの判断が難しいが、ある者が当該生徒をねらって行った行為であったならば、当該生徒は心身に苦痛を負うことは容易に想像ができ、いじめに該当する。

学校は、全ての掲示物をはがし、警察に連絡をした。警察署員が来校し、現場を確認した。

同月 29 日(火)、学校は保護者から許可を得て主治医と連携した。ストレスによる適応障害で、解決策はストレスの回避であると情報共有している。

(2) いじめ行為と転出の関連性について

令和 2 年 10 月 9 日(金)、加害者が判明しないまま、他区の中学校への転出に至った。

継続するいじめ行為のほか、監視カメラの設置など当該生徒や保護者の要望を受け入れなかったり、当該生徒の机の棚を外す、ロッカーに蓋を取り付け施錠したりするなどの心理的な負担をかけた学校の対応、一部教員の不適切な言動など、複合的な要因により、令和 2 年 9 月 15 日(火)には「死にたいと思った」と担任に告げており、転出を選択せざるを得ない状況になったと考えられる。

(3) 転出後の対応について

ア 学年主任およびスクールカウンセラーによる全員面談について

当該生徒は転出時に学校(校長・副校長)に向けて手紙を書いている。そこには、「解決してほ

しい」(加害者を見つけてほしい)とする旨が書かれており、それに応える形で、令和2年10月から11月にかけて学年主任が当該学年の生徒全員と面談を行っている。また、聞き取りをする者をスクールカウンセラーに変えて当該学年の生徒全員との面談を設定している。

しかしながら、新たな情報を得ることはできず、加害者は特定できなかった。

イ SNS上へ当該生徒を誹謗する内容の書き込みについて

令和3年6月8日(火)、保護者よりSNS上に当該生徒を誹謗する内容の書き込みがあり、内容から判断すると当該校の生徒による書き込みではないかと連絡を受けている。(ただし、その内容については削除しており、その後確認することができていない。)

当該校は学年集会を開いて、指導するとともに、学年主任が当時9年生全員に一人一人聞き取りを行い、SNSへの書き込みについて情報を得ようとしたが、得ることができていない。

また、同年7月に行われた保護者・生徒・担任による三者面談においても、情報提供を求めたが、情報を得ることができなかった。

ウ 当該生徒からの手紙について

令和3年7月4日付で、当該生徒より当該校の校長あてに手紙が届いている。そこには、「事件を解決しようとしてくれなかったのか。」「転出時の手紙を読んでどう思ったかなど教えてほしい。」「必ず犯人を探して解決してください。」等と綴られていた。校長から区教育委員会に報告・相談があり、区教育委員会は、教えてほしいと問われていることから、返信をするよう校長に指示をした。同時期に保護者から区教育委員会に要望があり、校長には期日を決めて返信をするよう指導する旨伝えていたが、同時期に校長は体調を崩していた。

その後、同年10月1日付で後任の校長が着任し、当時かかわった教員一人一人が手紙を読み、返信を書くこととし、校長が取りまとめて同年11月22日に本人、保護者に手渡している。

エ 関係生徒への聞き取りについて

令和3年9月6日(月)、当該生徒と保護者、学校、校区教育協働委員、区教育委員会にて話し合いの場を設けた。当該生徒と保護者からは転出後にも、症状が出ており、解決するには犯人を見つけるしか方法はないとの要望を受け、当時関係のあった生徒に再度聞き取りを行うこととした。同年10月13日(水)から10月21日(木)にかけて、関係する生徒8名に聞き取りを行っている。聞き取りには対象生徒にその保護者が同伴し、区教育委員会が主で聞き取りを行い、学年主任、副校長、校区教育協働委員が同席した。

聞き取りの結果、加害者を特定することはできなかった。聞き取りの対象となった生徒の誰もが当該生徒は学級内でリーダー的な存在であり、なぜいじめが起こるのか理解できないといった様子であった。また、学年集会が開かれるたびに自分たちが疑われている気分になり、早く解決してほしい。加害者を見つけるためには、監視カメラの設置や筆跡鑑定など、関係した生徒たちの思いが伝えられた。

(4) 当該校の対応の課題

ア 組織的な対応について

いじめについては学校いじめ対策委員会にて認知を行い、その後の対応策について検討し、教員間で共通理解を図った上で組織的な対応をすべきである。

本いじめについては、初期段階でいじめの認知を行ったことは評価できるが、その後の組織的対応の不徹底が散見される。例えば、令和元年度の修了式の日に向けては、生活指導主任が主幹会(管理職と主幹教諭で行われる会議)で発案した教室の監視の人的配置について、当時の第7

学年の教員はそれに従わず、代替の教員を配置した。結果的にはその日の放課後に紙片が投入されていたと当該生徒が生活指導主任に報告している。また、教室に教員がいない時間帯を作らないという対策を講じたが、他の生徒に話しかけられれば対応せざるを得ず、ながら監視になってしまい、紙片を投入させる隙を作ってしまった。

学年集会や学級への指導、アンケートの実施などの実施に当たり、責任者や決定方法、各教員への共有、徹底するための方策が判然とせず、当該学年の現場教員の感覚に頼らざるを得ない対応になっていたのではないかと推察できる。本来であれば、校長がリーダーシップを発揮し、所属職員へ本いじめ事案についての対応方針を周知徹底し、教職員が一丸となって取り組むべき問題である。

また、保護者への報告も不徹底な部分もあり、現在の状況や今後の方針について説明する責任が果たされてこなかったため、保護者が安心して対応を任せることができない事態を招いた。

イ 教員間の情報共有について

前述の組織的対応がなされていないことに起因し、教員間の情報共有や対応方針の共有が十分になされていなかった。その結果、対応は一人一人の教員に任されており、当該生徒への対応も教員によって差が生まれ、当該生徒に安心感を与えられなかつただけでなく、保護者が学校の対応に不信感を抱く事態を招いたと言わざるを得ない。例えば、当該生徒の机の棚を外すという対策を講じた後、当該生徒が教科担任へ欠席時のプリントを取りに行った際に「欠席時のプリントは机の中に入っている」と言うなど誤った対応をしている。また、当該生徒への対応についても積極的に声掛けをしたのは一部の教員のみで、7年時の担任に至っては異なる学年に配属されたことを理由に見守るというスタンスで目も合わせない場面があった。他の教員についても対応ができず、挨拶も返さない状況が生み出されてしまった。

ウ 管理職間および教員間の引継ぎについて

令和元年度から令和2年度にかけて校長および生活指導主任が異動のため交代となった。着任する校長には、本いじめ事案について最優先事項として引継ぎがなされていたが、着任後の対応は十分かつ適切に行われていたとは言えない。また、当該生徒は生活指導主任に深く信頼を寄せていたこともあり、相談し頼れる教員がいなくなる事態となった。その後を引き継いで親身になって相談を受けたのが、7年の担任に代わって新しく8年の学級担任になった教員である。この担任は、異動した生活指導主任の当該生徒の心情に寄り添うという指導方針に賛同していた教員であり、この担任が当該生徒の心情に即した指導および相談に当たることとなった。他の教員の強い支援を受けることもなく、孤軍奮闘しながら、当該生徒および保護者のパイプ役となっていた。

エ 生徒の視点に立った対応について

学校は区教育委員会や警察に相談を行い、対策を検討していたが、いじめの行為を止めようとするのが第一優先になったがために、当該生徒の気持ちへの配慮が不足する対応となったことは否めない。また、令和2年8月28日(金)の拡大関係者会議(ケース会議)では、物理的な対策を講じることを保護者も同意の上で実施することを意思決定したが、9月15日(火)には当該生徒が担任に「死にたいと思った」と訴えるほど精神的に追い詰めており、最終的には当該生徒が10月に他校へ転出するに至った。学校全体で一貫して当該生徒を守ろうとする温かな姿勢を示すことができず、当該生徒の不安感が募り、また保護者の不信感につながった。

過呼吸等で頻繁に倒れるなど、当該生徒がどのような気持ちで日々登校していたかを考えれば、登校時に学級担任にまかせることなく他の教員も場合によっては付き添って下駄箱や、教室のロ

ッカー、机の中に異常がないかを改めて確認するなど、安心できる環境づくりが必要である。万が一、付き添い時に心許ない言葉が書かれた紙片が発見されれば、その場で教員が状況を把握でき、その後の教員間の情報共有と学級や学年の生徒への適切な対応ができたはずである。

また、転出日である令和2年10月9日(金)および転出後の令和3年7月4日(日)付で当該生徒より校長あてに手紙が届いているが、特に転出後の手紙については当該生徒が当時のいじめが解消せず苦しんでいるという内容で、加害者を特定してほしいという切実な願いが込められており、区教育委員会から返信するよう指示があったにもかかわらず学校はそれを放置した。こうした学校の対応が当該生徒をさらに精神的に追い詰める結果となった。

オ 校区教育協働委員会への報告・連携について

学校だけでは解決が困難ないじめ事案については、学校運営に参画する機関である校区教育協働委員会へは詳細を報告し、協力体制を確立することが必要である。しかしながら、本いじめ事案について、その詳細を報告しないでいたため、委員が学校から聞く内容と保護者から聞く内容が一致しておらず、委員が不信感を募らせる事態を招いた。また、校区教育協働委員がいじめの解決に向けて協力的な姿勢を見せているにもかかわらず、新しく着任した校長は協力を求めようとはしなかった。すなわち、監視カメラの設置や教員へのヒアリングなどの提案を校長は拒否し、実施しなかった。また、当該生徒の転校後は、本区からの転出を理由に本事案は終結する旨、校長から委員会で報告している。しかし、その後、転出先の中学校でも当該生徒が体調を崩していることが校区教育協働委員に伝わり、委員よりまだ終結していない旨、令和2年度末の委員会の場で報告があった。

令和3年7月から校長が体調を崩し休職となり、同年8月に初めてこれまでの詳細な対応記録を校区教育協働委員会に提示した。このことにより、委員の協力を得ながら、複数の生徒への聞き取りを行うなど、再調査を行う運びとなった。

カ 効果的な対策（監視カメラ設置）の検討について

警察や保護者、校区教育協働委員会からは監視カメラの設置についての助言や要望があったが、教育的な配慮やプライバシーの問題を理由に設置には至らなかった。教室や廊下へのカメラ設置は課題があるが、他校でも設置されているように、外に付いている防犯カメラを昇降口の下駄箱が映る位置に移設することは可能だったはずである。こうした消極的な姿勢が新たないじめ事案を起こすことにつながったと言わざるを得ない。

キ いじめの重大事態の認知について

当該生徒が適応障害と診断され、保護者から「命の危険がある」と伝えられた時点、もしくは頻繁に過呼吸等で倒れるようになった時点で、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあると認め、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめの重大事態として調査・報告すべきだった。学校管理職にはその認識はあり、区教育委員会にも相談したというが、明確な記録が残っておらず、いじめの重大事態としての調査は行わなかった。このことについては、後述する区教育委員会の認識も不足していたと言わざるを得ない。

(5) 区教育委員会の対応の課題

ア 当該生徒への理解について

区教育委員会の当該生徒への理解については、学校からの説明または相談に基づいてできるものである。令和元年度に続き、令和2年度にも継続していじめ事案が発生し、苦痛を感じている当該生徒に対して、直接対応している学校以上に区教育委員会が生徒の心情を十分理解すること

は難しいことである。しかし、学校の区教育委員会への説明が不十分なものであったにせよ、学校が一部の教員を除いて、当該生徒の心情に十分に寄り添った組織的な対応ができていないことに気づき、適切な指導・助言を行う必要があった。いじめにあっては当該生徒の心情に寄り添いつつも、どのような手だてがいじめを止めることができるのかを十分検討したのか、疑問が残る。例えば、当該生徒のロッカーに蓋を付けたり、机の棚を外したりするという物理的対策は、はたして当該生徒の心情を理解した上での対策であったのだろうか。加害行為をなくこと(できなくすること)に重点を置き過ぎていなかったか、他に手だてはなかったのか、十分検討すべきであった。該当生徒の心情を最優先にした、学校あげでの組織的ないじめ対策が求められているにもかかわらず、それができていない学校に対して、設置者であり管理者である区教育委員会が、強い是正指導を行使できなかったことは問題点として残る。

イ いじめの重大事態への理解について

学校からの報告を受ける中で、当該生徒が適応障害と診断され、保護者から命の危険があると伝えられた時点、もしくは頻繁に過呼吸等で倒れるようになった時点で、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められるため、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめの重大事態として調査・報告させるべきだった。

ウ 効果的な対策（監視カメラ設置）の検討について

学校から監視カメラ設置の相談があった際に、教育的観点やプライバシー保護の問題、録画されたデータの保持、予算などの理由により監視カメラ設置はできない旨、学校には回答している。

区内には、下駄箱の様子が録画されている学校も複数あり、教室や廊下への設置は様々な課題があり困難かもしれないが、下駄箱への設置はできたはずである。安易にカメラの設置は不適切なものとして扱わず、本当に設置は不可能なことなのか、何か方法はないか、他校や他の自治体ではどうしているかなど、十分に検討した上で、学校に指導・助言をすべきだったと言える。

5 再発防止に向けた提言

本いじめ事案は、加害者を特定することができず、解決が困難で、前例のないケースと言える。再発防止に向け、前述の学校や区教育委員会の対応の課題を踏まえ、次の事項を提言する。

(1) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応

各校に設置されている学校いじめ対策委員会が法や条例に基づき十分に機能するよう、改めて区教育委員会から周知徹底する。学校のいじめ把握および報告に対して、教員委員会が正確に情報を共有できる手だとして、学校いじめ対策委員会の活動状況が分かるよう報告書の様式を新たに提示する。議事録の要旨を添付させることも検討すべきである。

(2) いじめ事案の対応のための研修

区内のいじめ事案だけでなく、他区他県等のいじめ事例を分析して、何が解決を遅らせ、どんな対応が必要だったのかなどの、研修者参画型の事例研究に基づく実践的な研修を実施する。その中に、本いじめ事案も提示して、同じような事案発生に対して、どのような対応が必要なのかを共有する。

(3) 管理職の対応力・リーダーシップの育成

本いじめ事案のように、いじめ加害者像が見えずにいじめ事象だけが継続する場合、適切に対応するのは困難なことである。にもかかわらず、いじめ対応の基本として、被害者の保護および心の

ケア、保護者との密接な情報共有と協力関係がある。本事案ではそのことが不十分であった。すなわち、学校いじめ対策の組織が機能せず、管理職の対応能力とリーダーシップに問題があったことである。日ごろから、管理職の危機対応能力を高めるための方策として、継続的な実践的研修を行うことがあげられる。研修の効果を上げるための方策が必要である。

(4) 映像機器等の適切な活用について

加害者が分からないいじめ行為について、教員の監視だけに頼るのは確保する教員数や他の業務の関係から限界がある。監視カメラなどの機器を活用することにより、常に教員が監視しなくてよいこと、見逃しがないこと、いじめの抑止につながることなどのメリットがあげられる。防犯上の観点からも少なくとも昇降口には設置し、加害者特定のためには、警察等との協力を得ながら一時的に教室や廊下に設置することも検討する必要がある。本いじめ事案においても、防犯カメラの設置は有効な方策の一つであった可能性が高い。少なくとも、当該生徒のロッカーや机の物理的なガードとは違い、本人の心は傷つかずに済んだと思われる。

(5) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際について

本事案は、加害者がアンケート調査や生徒一人一人への聞き取りからも判明せず、解決が困難なケースであったことは間違いない。

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」にも示されているとおり、問題が複雑化し、対応が難しくなると予想されるケースについては、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等）を行い、被害生徒への援助方針および加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行うことが求められる。その上で、被害生徒および保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、指導・援助プランを実施することが必要である。

指導・援助プランを実施している期間中、丁寧な見守り、被害生徒および保護者への経過報告と心理的状态の把握等を行うことが大切である。

なお、問題に応じて、警察への相談を行うなど、外部の関係機関等との密接な連携を図ること、関係する生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。

以上